

「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例」の廃止（案）に係る市民参画手続の結果について

1 施策の案の名称

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止（案）

2 意見募集期間

令和6年11月27日から令和6年12月27日まで

3 提出された意見、その考慮の結果及び理由

(1) 意見の提出状況

- ア 意見提出人数 2人
- イ 意見数 3件
- ウ 提出方法 電子申請及び持参

(2) 提出された意見、その考慮の結果及び理由

別紙のとおり

4 定めた施策等の内容

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例を廃止する（当該条例を令和7年4月1日に廃止する議案を令和7年2月定例会に上程）。

5 施策等の案と定めた施策等の差異及び理由

施策等の案と定めた施策等の差異はありません。

【お問い合わせ先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市都市局都市計画部

開発審査課 土地取引係

TEL：054-221-1408

FAX：054-221-1117

## 提出された意見、その考慮の結果及び理由

No.	意見タイトル	意見の内容	意見に対する市の考え方	施策の案の修正有無	理由
1	賛成です。	提案に賛成です。	—	修正なし	施策の案の修正を要する意見ではないため
2	条例の廃止(案)賛成について	表記条例については廃止すべきと考えます。 「条例廃止による届出面積要件緩和について」の資料の4にも掲載して頂いているとおり、静岡市の都市基盤整備は一定程度完了に近く、特に表題法の第4条による届出に対し6割を占める都市計画道路予定区域内の土地について、100㎡以上の土地売買すべてを対象とする意味合いは薄いと感じます。30坪(100㎡)から60坪(200㎡)程度の中で地方公共団体等が土地の買い取りを表題法で行うことはほぼ無いと思われ、土地収用法上での取得が主だと思われれます。また、届出面積規模を200㎡にすれば、不動産会社の事務手間の削減効果が期待出来ると思われれます。	御意見のとおり、本市では当該条例を制定した平成15年度以降、当該条例により対象となった届出を受けて公共用地を取得した実績はありません。 また、不動産事業者を含め、市民の負担軽減を図ることを、条例を廃止する主な目的としています。	修正なし	施策の案の修正を要する意見ではないため
3	「公有地の拡大の推進に関する法律施行令」の改正等について	表題の施行令第3条規定の200㎡の規模も現在では疑問を感じます。法第4条第1項の届出の多数を占める都市計画道路予定地は、土地収用法による買収が実施される土地であると思われ、次に多いと思われる生産緑地地域は生産緑地法により「公有地の拡大の推進に関する法律」と同様の規定が存在します。そのため、上記以外の同法同項の各号の届出面積規模の下限が200㎡でなくても問題が生じなければ、例えば開発行為届出対象面積くらいまで下限を上げて問題無いと思われれます。この届出面積規模の下限面積改正については職務多忙の市町村事務の軽減にもなりますので、総務省管轄の地方分権改革提案募集事務として挙げることもできるのではないかと考えます。	今後の参考にさせていただきます。	修正なし	施策の案の修正を要する意見ではないため